人口問題研究（J. of Population Problems）50－3（1994.10）pp.42～53

世帯変動の調査方法[1)]

廣　嶋　清　志

はじめに

個々の世帯が時間の経過とともにどのように変化して行くかという世帯の構造変化，世帯変動については，従来から人口高齢化や人口流出による生活実態の変化の一環として関心が持たれ調査が行われてきた[2)]が，近年新たに世帯の将来推計の面からも関心が持たれている[3)]．世帯の将来推計を眼目とする研究は，世帯数の変化をいかに合理的に捉えるかという関心を持っており，世帯の構造変化を基にした新たな推計方法をあみだすことを狙っている[4)]．

本稿は世帯の将来推計に役立てるという観点から世帯変動を合理的に把握するための調査法を検討するものであるが，その調査法による研究自体は，日本の家族変動の形態面を計測するためにも役立つものと思われる[5)]．

I　世帯変動の概念

世帯変動をどのように調査するかを検討するにあたって，あらかじめ世帯変動とはどういうものかその概念を整理しておこう．

1.　世帯の変動

人口動態における人の出生・死亡の類推から，世帯についてもその発生・消滅がいわゆる“世帯動態”として考えられることがよくあるが，世帯の場合は単純でない．まず一般的に世帯に関する動態事象として，世帯の変動を考える必要がある．「世帯の変動」あるいは「世帯変動」とは，「世帯員の分離

1）本稿は1994年人口問題基本調査第３回世帯動態調査の調査法，分析法についての検討結果を筆者の責任においてまとめたものであるが，調査プロジェクトおよび調査研究会の参加者による討論の結果が反映されている．参加者に心より感謝したい．

2）たとえば，下記の研究がある．
内野澄子「昭和49年度実地調査報告 過疎地域の世帯構造とその変動」『人口問題研究』134号，1975年．
清水浩昭「人口変動と世帯構成の変化―山形県一農村の事例を中心として」『人口問題研究』185号，1988年．
清水浩昭，伊藤達也，渡邊吉利，池ノ上正子『昭和62年度 世帯形成の地域差に関する人口学的調査』1989年．

3）河野稠果「調査の目的と本調査報告の趣旨」『昭和60年度 家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査』1986年．
大江守之「世帯主のコーホート変化に着目した家族類型別世帯数の推計手法―その１　家族類型別純遷移率法の提案―」『人口問題研究』49-1,1993年．

4）世帯の将来推計は現在，世帯主率法という人口推計の存在を前提とした静的な方法が主流となっているが，現に存在する世帯の変化を追跡する動的な方法は人口推計におけるコーホート要因法と同様に，より望ましい場合もあると考えられている．

5）純理念的に想定するならば，伝統的な直系家族制度においては，分家がいっさい認められず，家がすべて実子または養子に継承されていくとすると，世帯の発生・消滅は全然存在せず，反対に，夫婦家族制のもとでは，すべての世帯が結婚などを契機にした発生に始まり，夫婦の消滅によって消滅する．その意味で，世帯変動の計測は家族制度の現状を測定するための有力な資料となるであろう．

や統合」が生じることであり，これによって世帯数の増減や世帯の構造変動（世帯構成の変化＝世帯の構成員の変化）が生じるといえる．このことを以下に説明しよう[6]．

世帯員の分離および統合は世帯員の移動，出生，死亡によって起こる．つまり，移動は世帯員間の分離または統合あるいはその両方であり，出生は統合，死亡は一応分離ということができる．

とくに，移動による世帯員の分離と統合は，世帯員の「別居」と「同居」ということができ，世帯員相互間の居住関係の変化であるといえる[7]．分離の場合，分離する対象となる世帯員が存在することが必要であり，また統合については，統合する際に相手となる別の世帯員が存在し，その世帯員とともに世帯を構成する．したがって，分離や統合でない，世帯員全員による別の住所へのまとまった転出，転入は単なる「世帯の移動」となり，世帯の変動ではない．

死亡による世帯員の分離のうちとくに，世帯内の世帯員全員が死亡する場合（たとえば，単独世帯で暮らす人の死亡）は分離の対象となる世帯員がいないので，厳密には分離ではなく，いわば「世帯の移動」と同じであるが，世帯変動に含め，世帯数の減少をもたらす「世帯の消滅」ということができる．しかし，その逆に世帯員全員が新たに発生（出生）して世帯が発生することはありえない．

同様に，世帯内の世帯員全員が施設世帯に移行する場合も，「世帯の移動」と類似しているが，「(一般の）世帯の消滅」ということができる．その逆に，世帯内の世帯員全員が施設世帯から移行してくる場合は「世帯の発生」ということもできる．施設世帯をも含めて考える場合はこれらも世帯変動に入れる必要があるが，以下では除外しておく．

結局，施設世帯からの移行を除き出生と同様な，世帯の発生はありえず，もし世帯が新たに構成されるとしたら，その世帯員は必ず別の世帯から移動してきたものである．したがって，世帯は発生するというよりも「再構成」されるという方がより一般的な捉え方といえよう．

2. 世帯の再構成と世帯数の変動

移動，出生，死亡のうち，後の2つは統合と分離がそれぞれ単独に生じるものであるが，移動の場合は分離と統合が2つの世帯において同時に連続して生じる場合もあり，その形態は複雑である．

また，移動，出生，死亡のうち出生のみは世帯数の変動（増加）をもたらさないが，他の2つは世帯数の変動（増加，減少）をもたらすことがある．世帯員全員の死亡による世帯の消滅についてはすでにのべたところであるので，以下では，移動による分離，統合（別居，同居）が起こす世帯変動（これを「世帯の再構成」と呼ぶことにする）と世帯数の変動との関係を考えてみよう．

このために，まず世帯の再構成の具体的な形態を分析しよう．なお，ある年齢（たとえば18歳）未満の子どもの移動は単独には生じないものとし，世帯の再構成には関わらないものとみなすことにする．

(1) 単純分離と単純統合による世帯の分裂・合併／発生・消滅

世帯の再構成のもっとも簡単な場合は，明らかに図1に示すような，①世帯員の2つの世帯への分離または②2つの世帯の世帯員の統合のみがそれぞれ単独に生じる場合である．これらはそれぞれたとえば，夫婦のみ世帯が離婚により2つの単独世帯に分裂する場合，と単独世帯の男女が結婚して夫婦のみ世帯を作る場合などである．これを単純な分離または「単純分離」および単純な統合または「単純統合」と仮に呼んでおこう．これらは世帯単位にみれば「世帯の分裂」，「世帯の合併」という

---

6) 世帯変動をもたらす出生，死亡および移動の基本的性格はすでに説明した（下記文献，図1）．
廣嶋清志「規模別世帯数変動のマクロ・モデルの検討」『人口問題研究』177号，1986年．

7) したがって，移動による住居の空間的な位置変化が必ず生じる．極端には，一戸の住宅が2つに分けられて世帯分離が行われる場合や，逆に隣り合わせの住宅をつなぎ合わせて1つの世帯にする場合もありうる．
また，世帯を形成するもうひとつの要件である家計は居住関係と同じに変化するものとしておく．

ことができる．すでに述べたように分離や統合は世帯員間の空間的位置関係の変化すなわち移動であり，図1において横方向の直線は世帯員の移動をしめしている．図1では，その分離，統合のそれぞれの当事者がともに移動するように一般化して示してあるが，現実にはどちらか一方のみの移動であることが多いであろう．その意味で，一方を固定した図2の方がより分かりやすいかも知れない．

図1　移動による世帯員の分離（×）・統合（・）と世帯の再構成

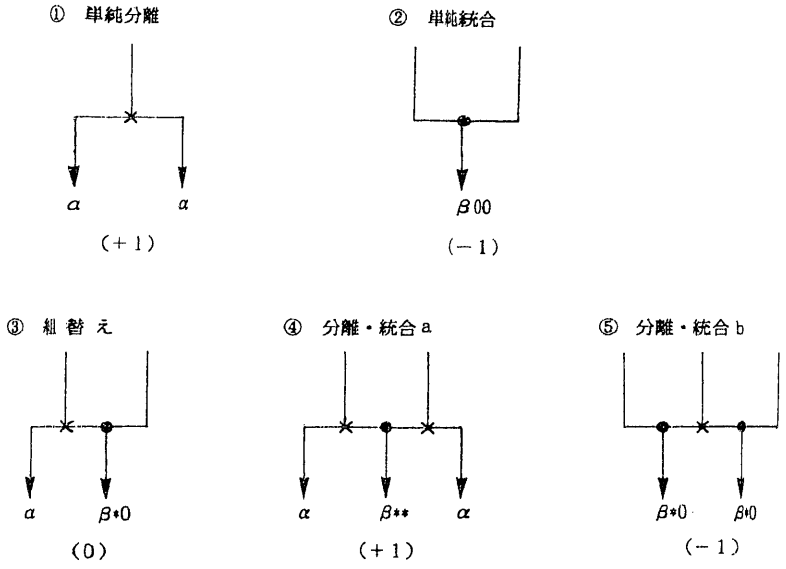

矢印↓は1つの世帯，上から下の方向は時間の流れ，横方向は世帯間の空間的位置，（ ）内は世帯の増加数．αは分離のみを経験した新世帯，βは統合を経験した新世帯を示す．

世帯の再構成においては再構成以前の「旧世帯」と再構成後に新しくできる「新世帯」の2種が区別され，それぞれ図1の縦の直線で示されている．さらに新世帯は，旧世帯との関係によって2種に分けられる．旧世帯から分離してできた「分離型新世帯」（α世帯）と，旧世帯の世帯員が統合してできた「統合型新世帯」（β世帯）である．

これらの世帯の再構成と世帯数との関係をみると，世帯員の分離のみが生じる単純分離（図1の①）では，1つの旧世帯が2つの新世帯になり，世帯数が増加するので「世帯の発生」が起こっているということもできる．世帯員の統合による世帯の再構成（図1の②），つまりもとの世帯の世帯員全員による統合の場合は世帯の合併あるいは吸収が生じ，世帯数が1つ減少する．そこで，これを「世帯の消滅」が起こっているとすることができる．

図2　移動による世帯の再構成（世帯員の移動が最小の例）

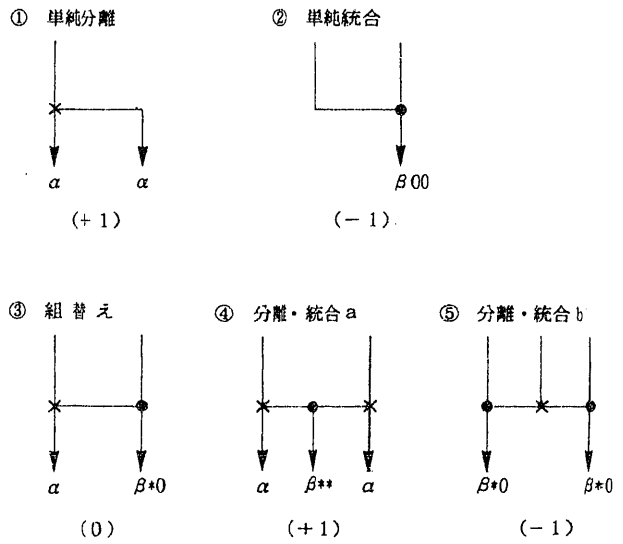

表現法は図1と同じで，最上部から下まで続く矢印（↓）の世帯は分離（×）・統合（・）の前後において移動していない．

(2)　世帯の再構成の複雑化

より複雑なあらゆる世帯の再構成は，上記の単純分離と単純統合を出発点として，その複雑化は2つの方向に生じる．第1は分離または統合におけるそれぞれの当事者の数が増えること，第2は同時に起こる分離や統合がそれぞれ複数になることである．

分離や統合における当事者（世帯である場合もあるが，一般的には世帯員）のそれぞれは，複数の世帯人員で構成されることがあるので，当事者の数は人数ではなく，組数で示される．分離や統合における当事者にはその相手がいるので必ず二者（2組）以上となる．当事者3以上の複数の当事者

のある例として，三者の統合の場合を図3の①に示す．これは立体的に描かれている．以下では，三者以上でもなんら差し支えないが，簡単のため分離・統合の当事者は二者としておく．

図3　特殊な世帯再構成

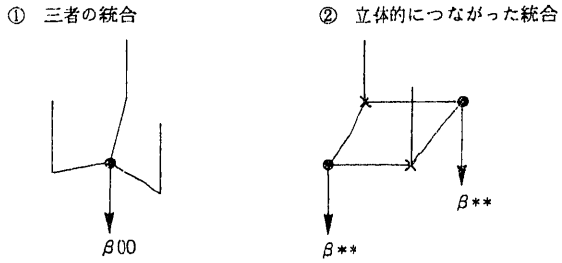

第2の分離・統合の複合化は，第1に，分離型新世帯つまりα世帯を加えること，第2に，統合される旧世帯を加えることにより構成できる．後者の場合これにより，いちばん端にある分離型新世帯α世帯は統合型新世帯β世帯に変化する．このように左右に新・旧世帯がつけ加わることによりいくらでも世帯の再構成は複雑化する．もちろん，立体的に統合される特殊な場合，たとえば図3の②もありうる．

これらの分離と統合はそれぞれの一回の世帯の再構成においてすべて同時に生じるものである．

現実には世帯の再構成の複雑さは有限であろうが，このようにしてどのような複雑な世帯の再構成も①単純分離と②単純統合の合成によって再現しうる．現実の世帯の再構成をすべて網羅することは不可能であるが，典型的な例を図1の③～⑤に示す．

③組み替えは図1の①②についで単純なものである．これは①単純分離に旧世帯1つがさらにつけ加わるか，②単純統合に分離型新世帯αが1つ加わったものである．④分離・統合aはこれにさらに分離型新世帯αが加わったものである．⑤分離・統合bは④とまったく逆の型で，③組み替えの左（分離型新世帯α）に統合される旧世帯が加わっているものである．

(3)　世帯の再構成による世帯数の変動

こうした世帯の再構成と世帯数変動の関係を，結婚にともなう世帯の変動を例に説明しよう．夫と妻のどちらもすでに結婚前に親から別れている場合は，②単純統合になり，結婚の結果，世帯数は1つ減少する．夫と妻が結婚と同時にそれぞれ両方の親から別れてくれば④になり，1つの世帯増になる．夫または妻のどちらか一方が親からすでに別れて1人世帯にいれば③となり，世帯の増加数は0である．なお，離婚の場合を考えると，単純に2つの世帯に分裂すれば，②とは反対の①単純分裂となり，世帯数は1つ増加し，夫または妻の一方がその親と同居すると③組み替えとなり，離婚した夫と妻がともに親の世帯に戻った場合は④分離・統合aの裏返しで⑤分離・統合bとなり，世帯数が1つ減少する．

世帯の再構成と世帯数変動との関係をまとめると，①は分離1によって世帯数増1，②は統合1によって世帯数減1，③は分離1つに統合1つで世帯数増減0，④は分離2つに統合1つで世帯数は1増，の関係になっており，世帯数増加は（分離数－統合数）となっている．

こうした世帯の再構成による世帯数の増減により，増加世帯数だけ「世帯が発生し」，減少世帯数だけ「世帯が消滅し」，世帯数の増減がない場合は世帯の発生消滅はないとすることができる．ただし，第3の世帯数増減がない場合，世帯の消滅と世帯の発生が同時に生じたとすることもできる．たとえば，③組み替えの場合で，1人暮らしの女性が親と暮らしていた男性と結婚して夫婦だけの新しい世帯を形成する場合，「一人世帯の消滅＋夫婦のみ世帯の発生」とするなどである．

世帯数の増減数xは，より一般的には，その再構成がどれだけの分離と統合を含んでいるか，また，各分離i・統合jの当事者数b_i，t_jによって以下のように決まる．

$$x=\Sigma(b_i-1)-\Sigma(t_j-1)$$

なお，図1においては，すべて分離，統合の当事者数は2で，$b_i=t_j=2$となっている．

以上のように，ひとつの世帯の再構成にともなう世帯数の増減数や世帯の発生数，消滅数は，それ

に関係するすべての分離と統合の数およびその当事者数を把握しなければならないのであるから，たとえば結婚にともなうものであっても，現実に正確に把握することは容易でないことが分かるであろう．そこでひとつの世帯構成全体を把握する方法に代わるものとして，Ⅱでは個別の世帯（新世帯α，β）の調査によってその世帯に関わる世帯数の増減のみが調査されることになる．

(4) 発生・消滅世帯の特定

ところで，図1に示すような各世帯の再構成において，世帯の発生，消滅が起こる場合，どの世帯が発生し，消滅したということが特定できるのであろうか．たとえば，図1の②の場合，2つの単独世帯の男女が結婚して1つの世帯を形成したとき，世帯数は1つ減少しているが，男女どちらの単独世帯が消滅したのであろうか．この場合でも分かるように，発生・消滅世帯の特定は一般的にはできないというべきであるが，特定するためのいくつかの方法が考えられる．第1には世帯主を使うもの，第2には場所あるいは住居を使うもの[8]，である．新しく世帯主になった方，別の住居に出て行った方を発生世帯とし，世帯主をやめた方，住居に入ってきた方を消滅世帯とするものである．したがって，その残りの世帯は発生も消滅もしない，つまり継続した世帯ということになる．これについては後でまた触れる．

3. 世帯の再構成と世帯構成の変動

一般に，各世帯について「世帯構成の変化」が生じるという見方がある．たとえば，「単独世帯が夫婦のみの世帯に変化した」などというものである．この見方は今まで述べてきた「世帯の再構成」とどういう関係にあるかを考察しておこう．後者は世帯についての動態事象であるが，前者は2つの時点の静態間の関係であるので，世帯の継続性を前提としていることに注意しなければならない．また，世帯構成の変化が出生，死亡による場合は単純で世帯数が変化しないが，移動による世帯の再構成にともなう世帯構成の変化は関係世帯が2つ以上あり，世帯数が変化する場合もあり，複雑である．したがって，世帯構成の変化を考えるに際しては，世帯の再構成を基礎とすることが必要である．

さて，2．で述べた，移動による世帯の再構成において，新しい世帯を構成する人はすでに別の世帯の構成員であった人が移動してくるのであるから，新しい世帯と以前の世帯とはすべて関連している．したがって，これをすべて世帯の連続あるいは継続ということもできるし，反対にこのすべてあるいは一部を継続ではないとみることもできる．継続と見る立場からは，もとの世帯の新しい世帯への世帯の変形あるいは「世帯構成の変化」ということができる．つまり，世帯の増加あるいは減少が生じる場合も，前の世帯から継続していると見るとき，それはすべて世帯構成の変化であるといえる．

このように世帯の再構成は，いくつかの関係する世帯を全体としてみると，世帯の分裂・合併あるいは分裂・合併の融合したものであるが，個々の世帯について見ると，世帯構成の変化あるいは（発生世帯，消滅世帯が特定できるという前提で）「世帯の発生」「世帯の消滅」ということになる．ある世帯において世帯が継続しているとして世帯の再構成にともない世帯に世帯員が出たり入ったりすることによって世帯構成の変化が起こるからである．もちろん，世帯の再構成によって世帯数増減が生じない場合は，世帯の発生・消滅はないとすることもできる．

ところで，世帯構成の変化には上に述べた移動による世帯の再構成以外に，出生・死亡による世帯変動がある．これを含めて，世帯を構成別に観察し，構成別の世帯数の変化を捉える立場から，世帯構成の変化があったときに新たな構成の世帯が「発生」し，もとの構成の世帯が「消滅」したものとする立場が有り得る．実際，世帯の将来推計においては世帯の総数ばかりでなく，世帯の構成別の世

8) この他には，夫婦に着目し，その発生を世帯の始まりとし，その解消または夫妻両方の死亡を世帯の消滅とするものなどが考えられるが，世帯主や住所地によらない場合はいずれにせよ，すべての世帯について定義するのが難しいという欠点がある．

帯数が求められているので，この考え方はこの目的に役に立つと考えられる．この場合は，世帯の構成をどのようなカテゴリーによって分類するかによって世帯の発生・消滅が異なってくる．

さらに，世帯の将来推計においては世帯構成の変化が世帯主に着目して観察されることが多いので，世帯構成の変化をともなわない単なる世帯主の交代も旧世帯主の世帯の消滅，新たな世帯主の世帯の発生と扱われることになると考えられる．

いずれにせよ，どんな世帯がどんな世帯「を発生させた」（「へと変化した」）かという関連を明らかにすることが必要なのである．

II　世帯主法による世帯変動の調査

1.　世帯変動の調査の可能性

世帯変動は調査によって，個人を単位とする所属世帯別人口の変動と，世帯を単位とする世帯数や世帯構成の変動の2つの形で把握される．Iで示した世帯の再構成を中心とする世帯変動がどのように起こったか，世帯の発生，消滅や分裂，合併の数およびその経験人口が把握できるならば，その結果によって，ある時点の世帯別人口分布あるいは世帯数分布を出発点としてその後の世帯変動を発生させることにより，世帯の数と構成の変動を再現することができるはずである[9]．しかし，このような変動を調査によって直接に把握しようとするなら，図1に示すような各世帯の再構成に関係する世帯すべてを同時に調査することが必要であるから，図1の②単純合併の場合を除き，実際には非常に困難であるといわなければならない[10]．また，世帯の変動を完全に把握するにはIで述べたように地域的範囲の限定がないことが必要であるが，通常観察対象の地域的範囲は限定されるので，地域内外の移動が問題になる．分離した世帯員が地域外にでたり，統合した世帯員が地域外からきた場合地域外でどのような統合や分離が起こったかを把握できない．

結局，対象世帯を個別に調査して，対象人口全体において生じている世帯変動を捉える方法を考える必要がある．

2.　2時点間世帯変動観察と世帯の継続性

従来から，“期首と期末における各世帯の世帯構成を捉え，その関係によってその間に生じた世帯変動を捉える方法”（2時点間世帯変動観察）[11]が行われてきた．こうした2時点間の世帯構成変化の再現を正しく行うためには，I 3.で述べたように，世帯の再構成による世帯数変化と世帯の継続性を的確にとらえる必要がある．すなわち，調査で把握した各現存世帯は過去にさかのぼると，(1)ただ1つの世帯に帰着するのか，つまり世帯がその間継続していたのか，(2)2つ以上の世帯に帰着するのか，つまりはその間に世帯が合併され，消滅したのか，あるいは(3)逆に新たに発生した世帯，つまり分裂によってできた世帯であるのか，どんな世帯から発生したのか，が明らかにされなければならない．

世帯変動を対象とする調査は，その結果としてできる新世帯 α β をすべて過不足なく調査していると考えることができるので，調査対象全体における世帯の再構成の結果生じた世帯構成の変化を明らかにするには，調査された世帯それぞれが期首時点（5年前）から調査時点までの間に世帯の増減にどう関わったかを明らかにしておく必要がある．

9）世帯員全員の離脱による世帯の消滅，たとえば一人暮らし老人の死亡による世帯の消滅などは，この方法による調査が不可能なのはいうまでもない．

10）住民基本台帳などを使って，いもづる式に調査するならば別である．

11）その方法による結果はたとえば，渡邊吉利「2つの時点間の世帯類型変化」『人口問題研究』189号，1989年．

このような形で世帯変動を明らかにできれば，ある時点の世帯構成別世帯数から生じる世帯変動を再現することができるので，世帯の将来推計にも応用が可能であるといえる．

なお，この2時点間世帯変動観察は上記のように，世帯単位に行うことが普通であるが，個人単位にも行うことができる．この場合は個人の経験の継続性，単一性によって調査は容易である．この調査結果はその2時点間に経験された個人の各種の事象たとえば，結婚，離婚，死別，就職，進学，病気，退職，離家などとの関係を研究することができる．

個々の世帯からみて世帯の増減を漏れなく把握するためには，世帯の継続性が問題となる．世帯の発生は既存の世帯から無関係に起こらないのであるから，現にある世帯について世帯の変動やその逆に世帯の継続が分かればよい．

世帯の継続性は先にふれた世帯の再構成における発生世帯，消滅世帯を特定する問題の反面の問題であり，その基準は同様に，世帯主あるいは場所によるものが考えられる．それぞれを仮に「世帯主法」，「住所地法」と呼ぶことにする[12]．

世帯主法については，世帯の再構成と関わりのない世帯主の交代の扱いが問題となる．これに対して，住所地法では世帯の再構成と関わりのない世帯の移動（世帯員全員の移動）の扱いが問題である．いずれも，そのことをきっかけにして世帯の連続性を追求することが困難になってしまうからである．

従来，しばしば場所によって世帯の継続性を捉えることが行われてきた[13]が，これは場所の変化をほとんど生じなかった伝統的な「家」を想定したものであると考えられる．近年，世帯の移動が頻繁な都市的な世帯が主流となったことから，住所地よりも世帯主を基準とした世帯の継続性を採る方がより世帯変動を捉えやすくなったと考えられる．また，世帯主法は，現在の世帯主によって直接経験された世帯の変動を調査する直接性，明瞭性が利点である．以下では，住所地法ではなく，もっぱら世帯主法を採用した調査方法について述べることにする．

3. 世帯主類型と世帯変動

各人の現在および過去における世帯主の経験つまり世帯主に関する経歴（「世帯主歴」）そのものは必ずしも実質的に重要なものとはいえないかもしれないが，世帯内の世帯員各人の世帯主歴を総合的にみることは，世帯の変動を捉える上で重要な意義を持っている．ある時点において各世帯には世帯主が必ず存在し，かつ1人しか存在しないことから，世帯内各人の世帯主歴の組み合わせによってその世帯の変動過程の基本的特徴を知ることができるのである．ここでは，この方法を含めて「世帯主法」と呼んでおこう．

(1) 各人の世帯主歴の4類型

まず，各個人の世帯主の経験についてみると，調査時現在および一定期間前（ここでは，5年前としておく）においてそれぞれ世帯主であったかどうかによって，各個人は図4のように4種類に分けられる．A：継続世帯主，B：過去に世帯主でなく新たに世帯主となったもの（新世帯主），C：過去に世帯主であって現在世帯主でないもの，つまり世帯主を辞めた非世帯主（旧世帯主），

図4　個人の世帯主歴

		調査時現在	
		世帯主	非世帯主
5年前	世帯主	A	C
	非世帯主	B	D

A：継続世帯主，B：新世帯主，C：旧世帯主，D：継続非世帯主

12) それぞれの実例については下記が挙げている．
渡邊吉利「世帯の変化をとらえる場合の世帯とは何か―世帯変動の観察についての一考察―」『人口問題研究』180号，41-45，1986年．

13) 過去2回の世帯動態調査（1985年家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査，1989年第2回全国家族・世帯調査）など，人口問題研究所で行われた調査においては住所地を基準として調査が行われた．

D：継続非世帯主である．もちろん，現実には過去5年間にもっと複雑な変化があり得るが，このように簡略化しても実際上は問題がないと考えられる．

新世帯主Bについては，さらに世帯主への参入（就任）時に前世帯主が同居または死亡している「交代型」新世帯主B2と，もとの世帯主と別居することにより新たに世帯主になった「新設型」新世帯主B1に分けられる．

同様に，旧世帯主Cについても，世帯主からの離脱（辞任）以前に新世帯主がすでに同居していた「交代型」旧世帯主C2と，新世帯主が世帯に同居した「受入れ型」旧世帯主C1に分けられる．

(2) 世帯の世帯主類型

1つの世帯内におけるこれらの各個人の世帯主歴の組み合わせには，すべての組み合わせが存在するわけではなく，下記のような5つの類型（「世帯主類型」）に限定される．なぜなら，世帯内の現世帯主は一人であるので，AとBは同時に存在することはなく，各世帯に必ずAまたはBがただ1人存在するが，Dはいくらでも存在できるからである．

ただし，ここでは過去5年間に世帯の再構成が1度だけ起こるものと仮定する．また，現実には世帯の再構成が生じた後，Cは調査時点以前に死亡したりその後転出したものがありうるので注意を要する[14]．C2は世帯主交代時に死亡している場合もある．

				世帯数増減
Ⅰ	A	継続型	：A＋D＋D＋……	0
Ⅱ	B1	新設型	：B1＋D＋D＋……	＋1
Ⅲ	AC1	継続合併型	：A＋C1＋D＋D＋……	－1
Ⅳ	B1C1	交代合併型	：B1＋C1＋D＋D＋……	0
Ⅴ	B2C2	交代型	：B2＋(C2)＋D＋D＋……	0

このうちのⅤ　交代型B2C2は単なる世帯主の交代で世帯の再構成を経験していないものであるが，便宜的にここに含めておく．

ここでいう継続，新設は本来，世帯主についてであるが，世帯主によって世帯の継続性を見るならば，これを世帯の類型の名称とすることができる．ただし，B1C1は旧世帯主C1から世帯主が交代するので交代を使う．C1が入る類型では2つの世帯が合併したものとすることができる．

ここで理解しやすいように，それぞれの簡単な例を挙げておこう．A　継続型は，世帯主の変化がなく，世帯主でない世帯員のみが転入したり，転出したものである．B1　新設型は，図1の①のように，親から別れて単独世帯を形成した場合や，図1④の分離・統合aのように，世帯主でなかった男と女がそれぞれ親世帯から別れて新たに夫婦のみの世帯を作った場合である．AC1　継続合併型は，それぞれ単独世帯にいた男女が結婚によって夫婦のみ世帯を形成した場合（図1②の単純統合）がこれにあたる．B1C1　交代合併型は，1人暮らしの女性が親と暮らしていた（世帯主でなかった）男性と結婚して新しい世帯を形成し，世帯主が男性になった場合などである．B2C2　交代型はもとの世帯主が高齢になったことなどによって単に世帯主がC2からB2に移った場合である．

(3) 世帯主類型と世帯数変動

世帯の世帯主類型と世帯数変動との関係を考えるため，あらためて図1で見た世帯の再構成を世帯単位で調査した場合を考えよう．すでに述べたように，それぞれの世帯の再構成全体を捉える調査はできないので，新世帯α，βのみを調査することになるからである．

世帯主類型と世帯数変化との関係は明白である．継続世帯主Aそのものは世帯数の増減と関係なし，旧世帯主C1がいれば旧世帯が吸収され減少，新しい世帯主B1は新たな世帯の増加を意味し，した

14) これについては後述の転入・転出法によってある程度補えると考えられる．

がって，旧世帯主Ｃ１と新世帯主Ｂ１の両方がいれば増減なしといえる．そこで，世帯主類型の継続型Ａでは世帯数増減なく世帯は継続している；新設型Ｂ１は新たに世帯が発生している，継続合併型ＡＣ１では世帯が消滅し，吸収されている；交代合併型Ｂ１Ｃ１や交代型Ｂ２Ｃ２では世帯数の増減はない．これを「世帯数増減」として上に示す．

なお，新設型Ｂ１ではどのような世帯から発生したのか，５年前（あるいは世帯発生時）の世帯の構成を調査しておく必要がある．継続合併型ＡＣ１ではどのような世帯が消滅したのかＣ１について同様に調査しておく必要がある．交代合併型Ｂ１Ｃ１あるいは交代型Ｂ２Ｃ２についても，同様にＣ１またはＣ２について，５年前（あるいは交代時）における世帯の構成を調査しておく必要がある．

以上の調査により，調査時点までの５年間にどのような世帯がどのような世帯にどれだけ吸収され，消滅したか，あるいはどのような世帯がどのような世帯からどれだけ発生したか，どのような世帯が継続しながらどのような世帯にどれだけ変化したかを，明らかにすることができる．

以上のように，世帯主によって世帯の継続性を捉えることにより，世帯主が各世帯に１人しかいないことを用いて，過不足なく世帯の発生，消滅を捉えることができるのである．

Ⅲ　転入・転出法による世帯の再構成の調査

1.　転入・転出法

すでに述べたように，世帯の再構成は，いもづる式に調査しないかぎりその構造は捉えられないが，個々の世帯を個別に対象とする世帯の変動の調査によって世帯の再構成をどの程度まで知ることができるかを検討してみよう．

世帯の再構成をまとめて捉える代わりの方法として考えられるものは，世帯主法とは別に，調査対象世帯について過去においてそこに生じた世帯の変動つまり世帯員の転入・転出を捉える方法である．これは通常１回の想起法による調査として行われる．これを「転入・転出（調査）法」と仮に呼ぶことにしよう．この調査方法によって，どの程度Ⅰで述べた世帯変動を捉えることができるのだろうか．

まず，調査上で問題になるのは，世帯への転入，転出を誰からみるのかである．

世帯単位[15]で見る場合は，現在の世帯にとって過去の世帯とはどれかを明白にしなければ，世帯に起こった変化を捉えることができない．世帯員にとっての過去の世帯はそれぞれ異なることがあるからである．いいかえると，「世帯の継続性」をやはり明確に定義する必要がある．ここでは先に述べた世帯主法と同様とする．

また，個人単位あるいは世帯単位にせよ，この転入・転出法によって世帯からの転出が結果的に世帯数の増大をもたらしたのかどうかを知るためには，転出した先でどのように世帯と関わるかを知る必要があるが，これを調査するのは不可能ではないにしても，複雑なので現実には非常に困難である．

2.　世帯主類型別の転入・転出の観察

1. の(2)の世帯主類型別にその世帯への転入，転出がどのように世帯主によって観察されるかを考えると，継続型Ａと継続合併型ＡＣ１においては世帯員の転入あるいは転出がありえるが，その他においてはありえない．もちろん，単独で世帯を構えない子どもの転入・転出を除く．仮定を繰り返す

15）もし個人単位に世帯の変化（転入，転出）をみるとすると，世帯の経験は単一であり，継続的であるので調査上支障がない．また，場所的に自分が転入してきた場合も，世帯的には自分の世帯に他の世帯員が転入してきたものとすることができる．調査は調査対象世帯内の（たとえば18歳以上の）世帯員全員に対して行うことになるが，世帯員の世帯変動の経験は共通する部分が多いため，調査対象者に対する負担からみて調査の実施にやや無理がある．

が，ここではただ一度の世帯の再構成を考察している．

継続合併型ＡＣ１にはＣ１（あるいはＣ１＋Ｄ＋……）の転入が必ずあり，継続型Ａは転入・転出の有無によってつぎの４つに細分される．

Ａ０　：転入，転出なし
Ａ－　：転出あり
Ａ＋　：Ｄのみ転入あり
Ａ±　：転入と転出あり

この４区分をⅡ３(2)の世帯主類型につけ加えておこう．

3. 世帯主類型と世帯の再構成

世帯の再構成後の新世帯の世帯主類型Ａ～Ｂ２Ｃ２によって世帯数の増減を知ることができることをⅡの3.(3)でみた．ここで，各新世帯をⅠの世帯の再構成とより詳しく関係づけてみよう．そのために，Ⅰの新世帯α，βと世帯主類型Ａ～Ｂ２Ｃ２を関係づける．

新世帯についてα，βの区別があることを述べたが，各々の世帯の再構成において，図１の①～⑤をみても分かるように，分離型世帯αの性質はまったく同じであるが，統合型世帯βは統合される旧世帯において分離が同時に生じているかどうかによって３区分される．すなわち，統合される旧世帯において(1)分離なし，β00，(2)分離ありと分離なし，β*0，(3)分離ありのみβ**の３種になる．ここでたとえば00は当事者全部が分離のない統合であることを意味し，当事者が２者以上であることを意味する．先にみた図１の③，④のβはそれぞれβ*0，β**，⑤のβはβ*0である．新世帯のα，β00，β*0，β**の４種の区別は，新世帯の形成過程の４種を表しているといえる．

この新世帯の再構成の結果は世帯主類型と一対一には対応しないが，一定の関係がある．すなわち，統合される旧世帯が２つとして説明すると，β00の場合は２人の旧世帯の世帯主が，β*0では１人の旧世帯の世帯主が必ず含まれているはずであり，β**では旧世帯主が含まれていない場合がありうる．

これらの世帯主類型Ａ～Ｂ２Ｃ２が世帯の再構成におけるどの新世帯の類型α，β00，β*0，β**と対応するかを考えてみよう．というのは調査で直接明らかになるのは世帯主類型Ａ～Ｂ２Ｃ２だからである．新世帯の同じ類型α，βに対して，世帯主の現れ方によって，世帯主類型は異なってしまうのである．

(1) 世帯の再構成からみた世帯主類型

そのために，まず逆に，世帯の再構成による新世帯の４類型α，β00，β*0，β**の各世帯から世帯主類型との関係をみる．

分離を経験した新世帯αは旧世帯主Ｃ１を含まない．逆に，統合を経験したβ00，β*0にはもとからの世帯主（Ｃ１またはａ）がいる．このことに注意して，各世帯変動の各世帯α，βについて，世帯主がどのように現れるかによってＡまたはＢを想定し，それぞれにＣの付加の必要性と可能性を順次検討していく若干の論理的作業の結果，つぎのようなものに限定されることが判明する．

世帯の再構成による新世帯：世帯主類型
α　　：Ａ－，Ｂ１
β00　：ＡＣ１
β*0　：Ａ＋，ＡＣ１，Ｂ１Ｃ１
β**　：Ａ±，Ｂ１，ＡＣ１，Ｂ１Ｃ１

すなわちたとえば，世帯αでは図１の①などで分かるように，世帯主は継続のＡか新設のＢ１に限

られ，Aの場合は世帯から必ず分離した世帯員がいるはずなのでA－となるのである．また，$\beta 00$は図1の②の場合に限られるので，継続世帯主Aと交代型の旧世帯主C1が必ずいる．

以上のように，継続世帯主Aは世帯の再構成による新世帯α，βのどの場合にも存在しうる．新設新世帯主B1は分離がない限り存在せず，$\beta 00$においてはありえない．受入れ型旧世帯主C1は統合のないαでは存在しない．これに対して，交代型新世帯主B2，交代型旧世帯主C2はどの場合にもありえ，世帯の再構成とは関係ない．

世帯の再構成による新世帯間で比較すると，β系列の世帯では，世帯主類型の種類が$\beta 00 < \beta *0 < \beta **$の関係になっており，$\beta **$がもっとも多様な世帯主類型を持つ世帯変動であるといえる．これは現世帯主が継続世帯主Aまたは新設世帯主Bである場合それぞれについて，統合してくる世帯員が世帯主である場合（C1）と世帯主でない場合があるからであって，2×2のケースがある．

まとめてみると，それぞれの世帯変動を経験した世帯は，$\beta 00$を除き，2つ以上の世帯主類型に現れる．転入・転出法によって世帯変動を捉えることの困難性がここにある．

(2) 世帯主類型からみた世帯の再構成

以上の結果を世帯主類型の方から整理すると，下記のような関係になる．

	世帯主類型	：世帯の再構成
Ⅰ継続型	A0	：変動なし
	A－	：α
	A＋	：$\beta *0$
	A±	：$\beta **$
Ⅱ新設型	B1	：α，$\beta **$
Ⅲ継続合併型	AC1	：$\beta 00$，$\beta *0$，$\beta **$
Ⅳ交代合併型	B1C1	：$\beta *0$，$\beta **$
Ⅴ交代型	B2C2	：変動なし

したがって，調査によってA0からB2C2まで世帯主類型と転出入が捉えられると，そこで発生した新世帯の類型が特定できるのは，変動なしのA0，B2C2，およびA－，A＋，A±の5つである．

しかし，世帯主類型の中は，さらに世帯員の「世帯から転入・転出した理由」や「世帯主になった理由」，「世帯主になったときの世帯の構成」などによって世帯変動をより詳しく把握できる可能性がある．

たとえば，結婚によって世帯員が転出した場合は，単純分離①ではないことが分かる．また，世帯主になった理由が結婚であれば，分離型新世帯αではない．あるいは，新たに世帯主になったときの世帯の構成が自分および子どものみの場合，世帯βはありえない．

おわりに

本稿では世帯変動に関わる概念の整理を行い，世帯変動を調査する方法について検討した．

世帯変動，とくに移動による「世帯の再構成」にともなって生じる世帯数の増減，世帯の発生数，消滅数を，世帯の再構成の個々について全体的に捉えることは，きわめて困難であることを明らかにし，調査方法としては，世帯主を基準にする世帯主法によって，調査時点までの5年間における調査対象全世帯における世帯の変動を世帯の発生，消滅，継続に区別しながら再現できること，したがって，その結果は世帯の将来推計に応用できるものであることを明らかにした．

また，転入・転出法によって世帯変動の中でも重要な世帯の再構成がどこまで特定できるかを明らかにした．その結果のうえに立って，より詳細な世帯に関する情報を加えれば，世帯の再構成をより詳しく特定できる可能性を示した．

今後，住民基本台帳を使う調査法，世帯員各個人からみた転入・転出法の可能性についても研究する必要があると思われる．